えびの高原（硫黄山）周辺に噴火警報が発表された場合 硫黄山

噴火警戒レベル２～３における立入規制範囲

噴火警戒レベル２（火口周辺規制）

小噴火が発生し、火口から概ね１ｋｍ以内に大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、硫黄山から１ｋｍ以内への立ち入りが規制されます。

※県道１号線の一部通行止めや硫黄山から１ｋｍ以内の登山道への立入規制。

<過去の事例>
2018年4月：水蒸気噴火が発生、泥水が噴出
1768年の水蒸気噴火：大きな噴石の飛散距離は不明

噴火警戒レベル３（入規制）

噴火が発生し、火口から概ね２ｋｍ以内に大きな噴石の飛散や火砕流（低温）が到達、または発生が予想されます。

火山活動の状況によっては、火口から概ね４ｋｍ以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が到達、または発生が予想されます。

<過去の事例>
16～17世紀：大きな噴石が硫黄山から約２ｋｍ飛散
9,000年前：不動池溶岩が約４ｋｍ流下

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50ｃｍ以上の大きさのものを指します。

硫黄山周辺の火山ガスにご注意下さい。

硫黄山周辺では人体に有毒な火山ガスが発生しており、火山ガスの状況に応じて、登山道や県道１号・30号、えびの高原一帯で立ち入りを規制することがあります。

火山ガスの濃度が致死量に達する場合もあり、非常に危険ですので、十分ご注意下さい。

◆火山ガスから身を守るために
- 無風状態の低地には注意する。
- 濡れタオル（おしぼり）を持参する。
火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れタオルを口にあてると吸引量が減少します。
- 危険を察知したときには発生源の風上に逃げる。
- ぜんそくや心臓病等の持病のある高感受性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

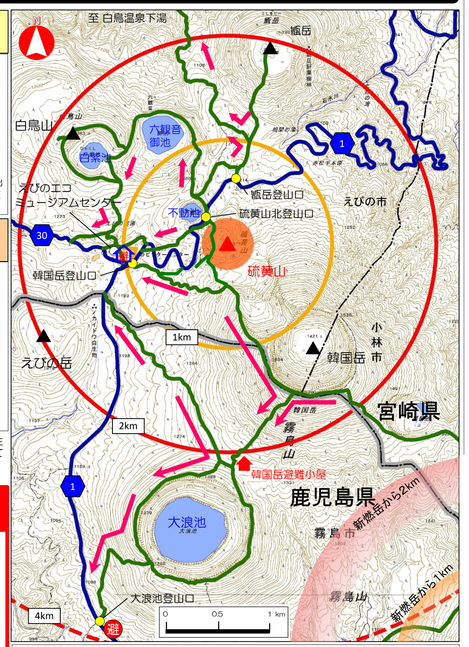

～ 凡 例 ～

- ▲：硫黄山
- ●：火口
- ：新燃岳西側斜面の割れ目付近
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：県境
- ：市町村界
- ○：噴火警戒レベル２の立入規制範囲（概ね1km）
- ○：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね2km）
- ○：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね4km）
- →：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例
- 避：避難壕
- 避：屋根補強型の休憩施設（一時避難施設）

・「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。
・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル４～５における立入規制範囲

噴火警戒レベル４（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

小林市：環野・千歳・大出水地区
えびの市：中の原・尾八重野・霧島・千草木地区

※住民の避難準備が必要になります。
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

噴火警戒レベル５（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では住民の避難が必要になります。

小林市：環野・千歳・大出水地区
えびの市：中の原・尾八重野・霧島・千草木地区

<過去の事例>
なし

※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

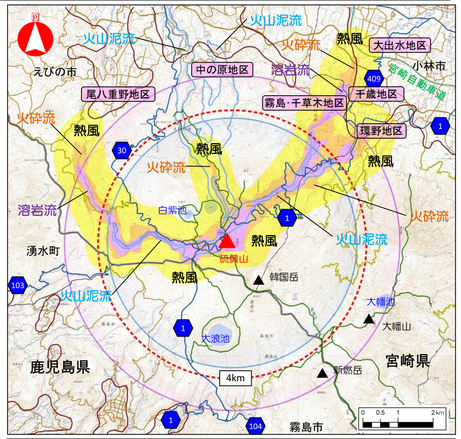

～ 凡 例 ～

- ▲：硫黄山
- ：県境
- ：市町村界
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：林道
- ：広域農道・市町道
- ：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね4km）
- ：火山灰が５０cm以上積もる恐れのある範囲
- ：噴石が飛んでくる恐れのある範囲
※「こぶし」より小さい噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

・この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。
・表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージ、火山泥流の影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い２方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：2,300万m^3（約7,600～7,300年前の不動池溶岩）、火砕流：1,300万m^3（実績がないため類似事例である1,716～1,717年新燃岳享保噴火火砕流Sm-KP7を採用））、火山泥流（実績がないため噴火の影響が想定される不動池及び六観音御池における年間の火口湖の水量に既往最大降雨を考慮した最大水位を採用）を基に想定しています。
・噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。
・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。
※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所（えびの高原（硫黄山）周辺が火口となった場合）

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
小林市	環野地区	西小林地区体育館	ＴＥＬなし
	千歳地区		
	大出水地区		
えびの市	霧島・千草木地区	飯野駅前地区体育館	0984-33-5035
	中の原地区		
	尾八重野地区	上江地区体育館	0984-33-5799

大幡池に噴火警報が発表された場合 大幡池

噴火警戒レベル２～３における立入規制範囲

噴火警戒レベル２（火口周辺規制）

小噴火が発生し、火口から概ね２ｋｍ以内に大きな噴石の飛散や概ね１ｋｍ以内に火砕流の到達が予想されます。

このため、大幡池から２ｋｍ以内への立ち入りが規制されます。

<過去の事例>
約6,500～7,000年前の水蒸気噴火（大幡山：大きな噴石の到達距離は不明）

噴火警戒レベル３（入山規制）

噴火が発生し、火口から概ね２ｋｍを超え概ね４ｋｍ以内に大きな噴石の飛散、または火口から概ね１ｋｍを超え概ね３ｋｍ付近までに火砕流、概ね４ｋｍ付近まで溶岩流の到達が予想されます。

このため、大幡池から３ｋｍ以内、火山活動の状況により４ｋｍ以内への立入が規制されます。

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50ｃｍ以上の大きさのものを指します。

火口湖決壊型火山泥流にご注意下さい。

大幡池や不動池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、流れ下ることがあります。

流れの勢いが強く、破壊力も大きいため広範囲に被害が及ぶことがあり、特に注意が必要です。

小林市方面では、生駒高原から巣の浦川沿いに宮崎自動車道を越えて流れ下る可能性もありますので、流域の方は十分注意して下さい。

高原町方面では、矢岳の北側から高崎川沿いに中央農免農道を越えて流れ下る可能性もありますので、流域の方は十分注意して下さい。

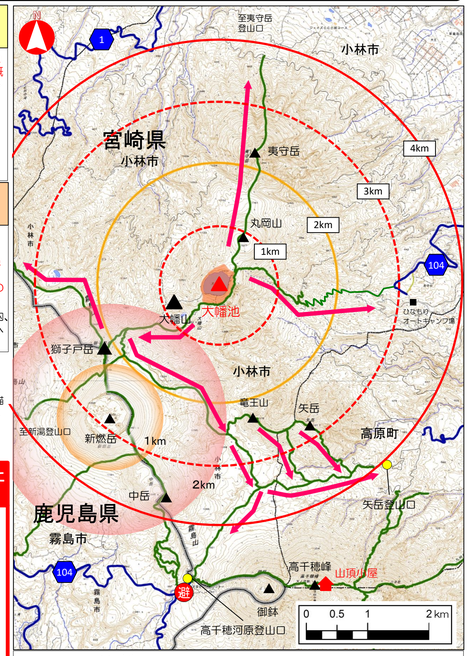

～ 凡 例 ～

- ▲：大幡池
- ●：火口
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：県境
- ：市町村界
- ○：噴火警戒＜入山危険＞時の立入規制範囲（概ね２km）
- →：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例
- 避：避難壕
- ：新燃岳から概ね1kmと概ね2kmの範囲

・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル４～５における立入規制範囲

噴火警戒レベル４（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

小林市：環野・豊原
えびの市：生駒・巣ノ浦地区
高原町：花堂・北狭野
・南狭野・中平・小塚地区

※住民の避難準備が必要となります。
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。
また、「こぶし」よりやさな噴石は、火口から４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

<過去の事例>
約7,100年前：溶岩流が大幡山から約4km流下

噴火警戒レベル５（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では住民の避難が必要になります。

小林市：環野・豊原
・生駒・巣ノ浦地区
高原町：花堂・北狭野
・南狭野・中平・小塚地区

※要配慮者は、早めの避難等が必要です。
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。

また、「こぶし」よりやさな噴石は、火口から４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性があります。
※大幡池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、高速で流れ下る火山泥流が発生することがあります。
巣の浦川、高崎川流域では十分注意して下さい。

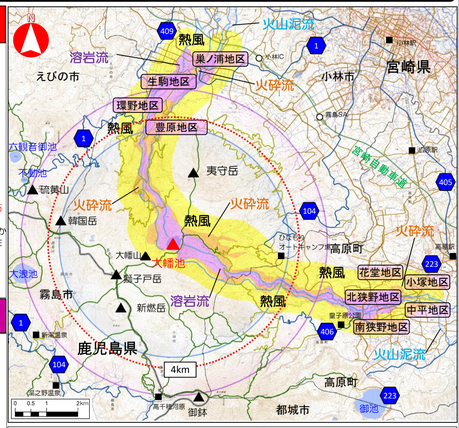

～ 凡 例 ～

- ▲：大幡池
- ：県境
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：林道
- ：広域農道・市町道
- ：火口から概ね４kmの範囲
- ：火山灰が５０cm以上積もる恐れのある範囲
- ：噴石が飛んでくる恐れのある範囲
※「こぶし」よりやさな噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

・この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。
・表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージ、火山泥流の影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い２方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：4,600万m^3（実績がないため類似事例である約4,900年前の新燃岳初日（溶岩を採用））、火砕流：1,300万m^3（実績がないため類似事例である1,716～1,717年新燃岳享保噴火火砕流Sm-KP7を採用））、火山泥流（実績がないため噴火の影響が想定される大幡池及び六観音御池における年間の水量に既往最大降雨を考慮した最大水位を採用）を基に想定しています。
・噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。
・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。
※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所（大幡池が 火口となった場合）

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂区	高原町総合保健福祉センター ほほえみ館	0984-42-4820
	北狭野区		
	南狭野区		
	中平区		
	小塚区		
小林市	環野地区	西小林地区体育館	電話無し
	豊原地区		
	生駒地区		
	巣ノ浦地区		

新燃岳に噴火警報が発表された場合 新燃岳

噴火警戒レベル２～３における立入規制範囲

噴火警戒レベル２（火口周辺規制）

火口から概ね２ｋｍ以内に大きな噴石や火砕流が流下するような噴火が予想されます。このため、火口から約２ｋｍ、火山活動の状況により概ね１ｋｍ以内への立入が規制されます。

※　警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。

<過去の事例>
2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加
<2008～2011年噴火の事例>
2010年7月10日：火砂サージが約300m流下

噴火警戒レベル３（入規制）

噴火から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想されます。

※　警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。

<2008～2011年噴火の事例>
2011年1月19日：霧島山を挟む GNSS の基線が伸びていたので、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火が発生
2011年2月1日：大きな噴石が火口から 約3.2 kmまで飛散

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50cm以上の大きさのものを指します。

火砕流や熱風にご注意下さい。

火砕流は、火山灰や軽石、岩石が空気と一緒になって流れる現象です。内部は高温な場合が多く、建物や動植物に破壊的な被害を与え、巻き込まれると大変危険です。また、水蒸気噴火の際は、100℃を少し上回る噴煙が流れ下ってくる可能性があります。このような噴煙でも、直接吸い込むと肺を損傷する可能性があり大変危険です。

◆火砕流・熱風から身をまもるために
- 噴火に遭ったら、火口から離れる方向へ避難しましょう。
ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、谷筋や窪地には行かないようにしましょう。
- 気象庁が発表する火山情報を確認し、自治体の立入規制を遵守しましょう。

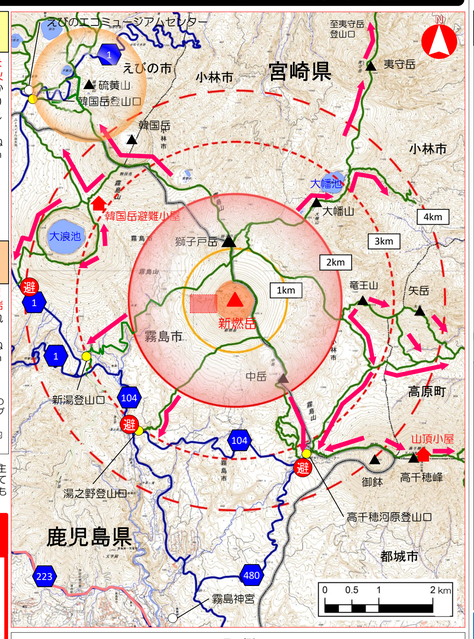

～ 凡 例 ～

- ▲：新燃岳
- ●：火口
- ：新燃岳西側斜面の割れ目付近
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：県境
- ：市町村界
- ○：噴火警戒レベル２の立入規制範囲（概ね2km）（火山活動の状況により概ね１km ○ となります）
- ○：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね3km）（火山活動の状況により概ね4km ○ となります）
- →：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例
- 避：避難壕

・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル４～５における立入規制範囲

噴火警戒レベル４（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

高原町：
花堂・北狭野 ・南狭野 地区
霧島市：
神宮台・高千穂1区自治会 地区

※住民の避難準備が必要になります。
<享保噴火（1716～1717年）の事例>
１７１７年２月：火砕流が火口から約3kmまで流下
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から概ね４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

噴火警戒レベル５(避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあります。

火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達、または切迫しています。

そのため、次の地区では住民の避難が必要になります。

高原町：
花堂・北狭野・南狭野 地区
霧島市：
神宮台・高千穂1区自治会 地区

<過去の事例>
なし

※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

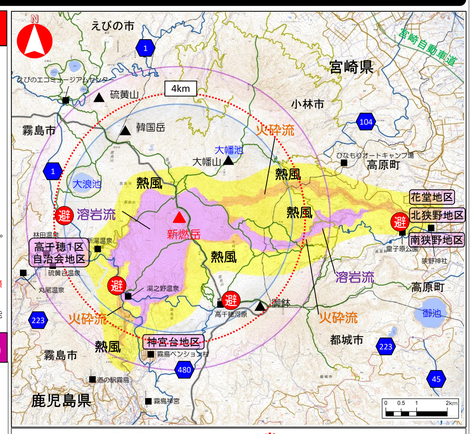

～ 凡 例 ～

- ▲：新燃岳
- ：県境
- ：市町村界
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：林道
- ：広域農道・市町道
- ：火口から概ね４kmの範囲
- ：火山灰が５０cm以上積もる恐れのある範囲
- ：噴石が飛んでくる恐れのある範囲
※「こぶし」より小さい噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

・この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。
・表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージ、火山泥流の影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い２方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：2,300万m^3（約7,600～7,300年前の不動池溶岩）、火砕流：1,300万m^3（1,716～1,717年新燃岳享保噴火火砕流Sm-KP7））を基に想定しています。
・噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。
・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。
※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所（新燃岳が火口となった場合）

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂区	高原町総合保健福祉センター ほほえみ館	0984-42-4820
	北狭野区		
	南狭野区		
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0995-64-8082
	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0995-54-5611

御鉢に噴火警報が発表された場合 御鉢

噴火警戒レベル２～３における立入規制範囲

噴火警戒レベル２（火口周辺規制）

火口から概ね１ｋｍ以内に大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、火口から１ｋｍ以内への立ち入りが規制されます。

※高千穂河原まで、火口から約１.２ｋｍ
<過去の事例>
2003年12月：火山性微動、噴気活動活発
1923年7月：噴火
1899年7月、10月：黒煙噴出
1896年3月：噴火

噴火警戒レベル３（入山規制）

火口から概ね2.５ｋｍ以内に大きな噴石の飛散や火砕流が到達する可能性があります。

このため、火口から２～2.５ｋｍ以内への立ち入りが規制されます。

※活動初期及び活動期は概ね2.５ｋｍ以内立入禁止。
※活動安定期は概ね2ｋｍ以内立入禁止
<過去の事例>
1900年2月16日：約1.８ｋｍに噴石飛散
1895年10月：約2ｋｍまで噴石飛散

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50ｃｍ以上の大きさのものを指します。

こぶしより小さな噴石にもご注意下さい。

噴石は、直径数cmから数mのものまであり、風向きに関係なくどの方向にも飛んでいきます。「こぶし」より小さい噴石は、風に流されて４ｋｍより遠くへ飛んでいきます。

直径数cm程度の小さなものでも、高い空から落ちてくるため、体にあたると致命傷となりても危険です

◆噴石から身を守るために
- 噴火に遭ったら、火口から離れる方向へ避難しましょう。
ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、谷筋や窪地には行かないようにしましょう。
- 噴火の規模や火口からの距離にもよりますが、建物や立木、岩陰などに隠れることも有効です。

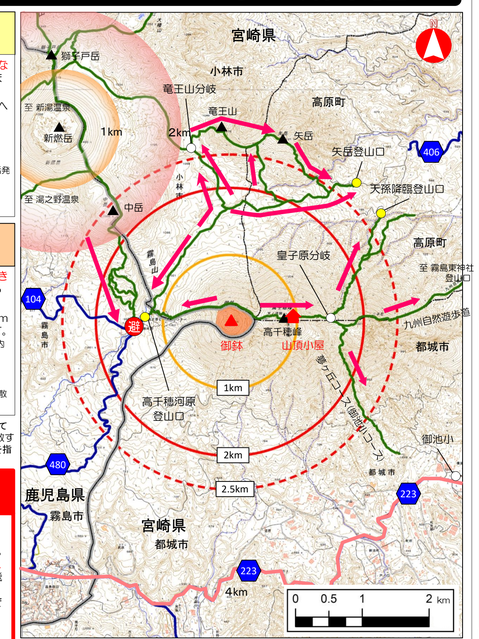

～ 凡 例 ～

- ▲：御鉢
- ●：火口
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：県境
- ：市町村界
- ○：噴火警戒レベル２の立入規制範囲（概ね1km）
- ○：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね2km）
- ○：噴火警戒レベル３の立入規制範囲（概ね2.5km）
- →：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例
- 避：避難壕

・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

噴火警戒レベル４～５における立入規制範囲

噴火警戒レベル４（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

噴火活動の高まり、有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では高齢者等要配慮者の避難が必要になります。

都城市：牛之髭地区、御池町、
折田代地区
霧島市：神宮台地区、永池自治会等
下記「避難対象地区と避難場所一覧」による。

※住民の避難準備が必要になります。
<過去の事例>
有史以降の噴火なし
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」よりやさな噴石は、火口から概ね４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

噴火警戒レベル５(避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあります。

噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では住民の避難が必要になります。

都城市：牛之髭地区、御池町、
折田代地区
霧島市：神宮台地区、永池自治会等
下記「避難対象地区と避難場所一覧」による。

<過去の事例>
1235年1月25日：
火砕流が火口から約３km まで到達
溶岩流が火口から約５km まで到達
※火口から概ね４ｋｍの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」よりやさな噴石は、火口から概ね４ｋｍを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

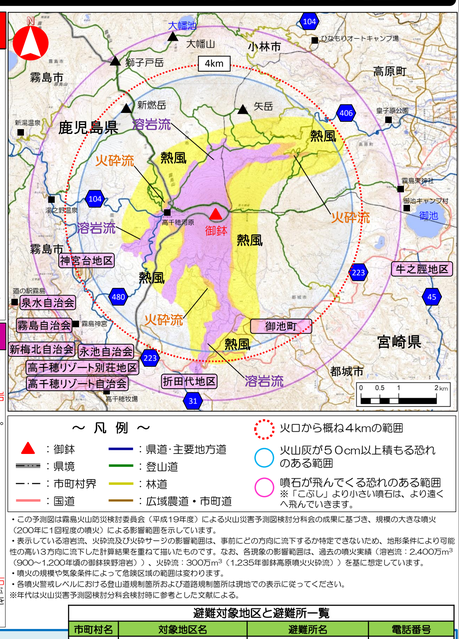

～ 凡 例 ～

- ▲：御鉢
- ：県境
- ：市町村界
- ：国道
- ：県道・主要地方道
- ：登山道
- ：林道
- ：広域農道・市町道
- ：火口から概ね４kmの範囲
- ：火山灰が５０cm以上積もる恐れのある範囲
- ：噴石が飛んでくる恐れのある範囲
※「こぶし」よりやさな噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

・この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。
・表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージ、火山泥流の影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い３方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：2,400万m^3（900～1,200年前の御鉢荻野溶岩））、火砕流：300万m^3（1,235年御鉢高原噴火火砕流））を基に想定しています。
・噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。
・各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。
※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所（御鉢が 火口となった場合）

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
都城市	牛之髭地区	夏尾中学校	0986-33-1600
	御池町	・西岳小学校クラブハウス ・夏尾中学校	0986-33-1602 0986-33-1600
	折田代地区	吉之元小学校	0986-33-1800
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0995-64-8082
	永池自治会	持松湯	0995-57-3901
	高千穂リゾート自治会	いきいき国分交流センター	0995-48-5522
	高千穂リゾート別荘地地区（A・B・C・D2・J・K・L街区）		
	泉水自治会、新梅北自治会（国道223から神宮側）		
	霧島自治会	牧園農村活性化センター	0995-54-5611